

お役立ち

情報

～火災保険編～

近年の自然災害でクローズアップされている火災保険。名称こそ『火災保険』と呼ばれていますが、実は火災の時に支払われるだけではありません。お客様の補償の選び方によっては、台風などによる風災、大雨による水災など、火災以外の幅広い自然災害に対応しています。（地震・噴火・津波による災害は地震保険の付帯が必要）しかし、意外にそのことは知られていません。

例えば2月の大雪の際にも当社で下記のような事例を受付ました。

【事例1】 雪の重みで雨どいが割れる。

【事例2】 溶けた雪がカーポートやテラスの屋根に落下して、屋根が破損した。

火災保険の保障内容の一つに、「風災・ヒョウ災・雪災」があります。お客様の加入している保険の内容にもよりますが、上記事例はいずれも雪災が認められ、お支払いになりました。

保障の内容をもっとわかりやすくしなければならないという業界の問題点はありますが、伊野保険センターでは支払事例をお客様と共有することで、保険という形のない商品を少しでもイメージしやすくしていきたいと思っています。

これは保険の適用かなあ？と迷われた時は、お問い合わせ下さい。

悪質な修理業者の報告もございますので、ご注意下さい。
写真は被害が出やすい個所のイメージです。



～社会保険編～

★ 子育て世帯臨時特例給付金（一人につき1万円）

★ 臨時福祉給付金

もうご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、国の政策として、増税分を軽減するための名目で、給付金が支給されることが決定しています。

給付は、対象者であっても、自分で申請をしないと支給されません。

申請方法などの詳細は まだ多くの自治体で決まっています。（8月ごろ決定予定です）

申請しそびれる事のないように、市町村が発信する公報やホームページをチェックしてください。

【支給対象者】

子育て世帯給付…H26/1/1時点で、児童手当受給対象
児童一人につき1万円

臨時福祉給付…H26年度分住民税が課税されない方
一人につき1万円

何点か 細かい支給制限がありますので詳細は、
厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/>
支給は1回限りですが、対象となる方は申請し忘れる
ことのないようにしましょう。

申請期間は、申請を開始してから3か月間ぐらいを
予定しているそうです…。

（有）伊野保険センター

〒262-0019
千葉市花見川区朝日ヶ丘1-34-10
スーパーライフ向かいの建物2F
TEL 043-276-9112
FAX 043-276-9113

取扱い会社
東京海上日動
損保ジャパン
東京海上日動あんしん生命
NKSJひまわり生命

先月 以前から訪れてみたかった、鹿児島県の知覧に行ってきた。知覧は、太平洋戦争末期に多くの特攻隊員が飛び立った最後の地です。とても静かな、何も無い山間の町でした。平和記念会館を見学中に、娘が「戦争って何？」と聞いてきました。「国と国がケンカをしちゃうことだよ」と答えると「ケンカはダメだよねえ。ケンカをしたら、最後は握手でグメンネだよねえ」と言っていました。保育所の先生に言われている事を言っただけだと思うのですが、子供なりに何かを感じたのだと思いました。知覧の静かな情景を見上げ、今現在が、70年前に隊員たちの願った世の中になっているのか、考えさせられました。

編集後記

